

○政治資金適正化委員会告示第六号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治家
 金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。
 平成三十一年二月八日
 政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

| 登録番号 | 氏名 | 抹消年月日 | 抹消事由 |
|------|-------|-------|-----------------------|
| 三三六 | 松原 祥文 | 三〇、一一 | 本人からの申請 |
| 六二八 | 菅 弘一 | 三一、一一 | 本人からの申請 |
| 一一三 | 宮田 泰 | 二九、三二 | 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号 |
| 一一四 | 河端 宏 | 三〇、四二 | 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号 |
| 一八二 | 羽原久雄 | 三〇、一六 | 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第二号 |
| 一九七 | 中原 幸信 | 二九、八二 | 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号 |
| 二〇三 | 甲斐いくこ | 三一、一一 | 本人からの申請 |
| 二七二 | 鶴藤 清 | 三一、一一 | 本人からの申請 |
| 三二七 | 新 定做 | 三一、一一 | 本人からの申請 |
| 三八七 | 芳本 隆次 | 三一、一一 | 本人からの申請 |
| 四〇一 | 小松 敬史 | 三一、一一 | 本人からの申請 |

○外務省告示第三十一号
 別表上欄に掲げる無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限は、それぞれ別表中欄の日に
 われた口上書の交換により別表下欄の日まで延長された。
 平成三十一年二月八日
 外務大臣 河野 太郎

| 取 | 極 | 贈与の供与期限の延長のための口上書等の交換の日付 | 延長後の贈与の供与期限 |
|---|---|--------------------------|--------------|
| 台風ヨランダ災害復旧・復興計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文（平成二十六年三月二十五日付け） | | 平成二十九年十月十二日 | 平成三十年十月三十一日 |
| 鉄道中央監視システム及び保安機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の交換公文（平成二十六年三月二十四日付け） | | 平成三十年二月十三日 | 平成三十六年七月三十一日 |
| 工科大学拡充計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の交換公文（平成二十六年七月二十三日付け） | | 平成三十年三月二十六日 | 平成三十三年三月三十一日 |
| 地下水調査及び深層帯水層水源開発計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文（平成二十五年二月二十日付け） | | 平成二十九年十月十九日 | 平成三十年十二月三十一日 |
| ダッカ及びラングプール気象レーダー整備計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文（平成二十七年六月二十四日付け） | | 平成三十年三月二十一日 | 平成三十六年四月三十日 |
| ドゥシヤンベ国際空港整備計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の交換公文（平成二十六年九月二十九日付け） | | 平成三十年六月十二日 | 平成三十一年二月二十八日 |
| チンボラソ県医療施設・機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の交換公文（平成二十六年六月二十七日付け） | | 平成二十九年十月十二日 | 平成三十年十二月三十一日 |
| レンピラ県及びエルバライソ県母子保健医療サービス整備計画のための贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の交換公文（平成二十六年四月二十一日付け） | | 平成二十九年十一月二十六日 | 平成三十二年十一月三十日 |

地方給水整備計画のための贈与に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の交換公文（平成二十二年五月十七日付け）

| | | |
|---|-------------|--------------|
| アル・カラマ国境治安対策強化計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシエミット王国政府との間の交換公文（平成二十四年五月十七日付け） | 平成三十年一月九日 | 平成三十一年一月三十一日 |
| 国道一号線橋梁改修計画のための贈与に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の交換公文（平成二十五年六月二十二日付け） | 平成三十年五月二十四日 | 平成三十一年十一月三十日 |
| 配電網緊急改修計画のための贈与に関する日本国政府とシエラレオネ共和国政府との間の交換公文（平成二十五年五月二十二日付け） | 平成三十年三月二十一日 | 平成三十一年三月三十一日 |
| 国立保健医療・社会開発学校母子保健実習センター建設計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文（平成二十六年八月十九日付け） | 平成三十年十月十六日 | 平成三十五年九月三十日 |
| ダルエスサラーム市交通機能向上計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文（平成二十五年一月二十五日付け） | 平成二十九年十月十四日 | 平成三十五年四月三十日 |
| 第二次ダルエスサラーム市交通機能向上計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文（平成二十五年十一月十一日付け） | 平成二十九年十月十四日 | 平成三十五年四月三十日 |
| カヤ初等教員養成建設計画のための贈与に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の交換公文（平成二十六年八月二十一日付け） | 平成三十年七月三日 | 平成三十五年二月二十八日 |
| ジュバ市水供給改善計画のための贈与に関する日本国政府と南スーダン共和国政府との間の交換公文（平成二十四年六月二十八日付け） | 平成二十九年十月三十日 | 平成三十三年六月三十日 |
| ジュバ河川港拡充計画のための贈与に関する日本国政府と南スーダン共和国政府との間の交換公文（平成二十五年一月十七日付け） | 平成二十九年十月三十日 | 平成三十三年六月三十日 |

○厚生労働省告示第二十七号
 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十三条の三において準用する同法第四十七条の二の規定により、同法第四十一条第二項のエレベーター及びゴンドラに係る登録性能検査機関について、同法第五十三条の三において準用する同法第四十六条第四項第三号の事務所を所在地を次のように変更する旨の届出があつたので、同法百十二条の二第一項第三号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十条の三において準用する同法第一条の十一の規定に基づき告示する。
 平成三十一年二月八日
 厚生労働大臣 根本 匠

| 名称 | 事務所の名称 | 変更前の事務所の所在地 | 変更後の事務所の所在地 | 変更年月日 |
|-------------------|--------|----------------|-------------------|------------|
| セイフティエンジニアリング株式会社 | 東京検査事務 | 東京都港区芝浦四丁目五番九号 | 東京都中央区日本橋兜町十五番地十一 | 平成二十九年十月二日 |